

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案要綱（抄）

第一（略）

第二 厚生年金保険法の一部改正等

一〇六（略）

七 一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であり、かつ、次の1から4までのいずれかの要件に該当するものは、厚生年金保険の被保険者としないこと。（第十二条関係）

1 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

2 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

3 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が九万八千円未満であること。

4 生徒、学生等であること。

八 健康保険法について、七に掲げる厚生年金保険法の改正に準じて、所要の改正等を行うこと。（健康

保険法第三条関係)

第三く第九 (略)

第十 経過措置

一 厚生年金保険制度における年金たる保険給付に関する経過措置等

1く4 (略)

5 施行前から引き続き厚生年金保険又は健康保険の被保険者の資格を有する者については、引き続き同一の事業所に使用されている間は、厚生年金保険及び健康保険の適用除外としないこと。

6 常時三百人以下の七十歳未満の通常の労働者又は一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の四分の三以上である者を使用する事業主に使用される、一週間の所定労働時間が四分の三未満であり、かつ、次のアからエまでのいずれの要件にも該当する者については、別に法律で定める日までの間、厚生年金保険及び健康保険の被保険者としなないこと。

ア 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。

イ 当該適用事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。

ウ 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が九万八千円以上であること。

エ 生徒、学生等でないこと。

7 その他所要の規定の整備を行うこと。

二・三 (略)

第十一 関係法律の一部改正

その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

第十二 施行期日（改正法附則第一条関係）

この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。

一～三 (略)

四 第二の七及び八並びに第十の一の6 平成二十三年九月一日

第十三 (略)